

議案第 9 号

君津市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

君津市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年 8 月 2 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成 3 1 年政令第 1 5 2 号）による住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）の一部改正に伴い、旧氏による印鑑を登録することができるようにするとともに、所要の規定の整理を行うため、君津市印鑑条例（昭和 5 4 年君津市条例第 3 4 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市印鑑条例の一部を改正する条例

君津市印鑑条例（昭和５４年君津市条例第３４号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「本市の」を「本市が備える」に改める。

第３条第２項第１号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和４２年政令第２９２号。以下「令」という。）第３０条の１３に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和４２年政令第２９２号）第３０条の２６第１項」を「令第３０条の１６第１項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第２号中「氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第６条中「の各号」を削り、同条第３号中「氏名（」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては旧氏を、」を加え、「が記録されている」を「の記載がされている」に、「、通称」を「通称」に改める。

第１１条第１項第５号中「氏名（」の次に「氏に変更があった者にあっては住民票に記載がされている旧氏を、」を加え、「、通称」を「通称」に改める。

附 則

この条例は、令和元年１１月５日から施行する。

君津市印鑑条例新旧対照表

改正案	現 行
(登録資格) 第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、<u>本市が備える</u>住民基本台帳に記録されている者とする。 2 省略 (登録印鑑) 第3条 省略 2 市長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑を登録しないものとする。 (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、<u>旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項</u> <u>に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</u> (2) 職業、資格その他氏名、<u>旧氏</u>又は通称以外の事項を併せ表しているもの (3) ～(6) 省略 3 省略 (印鑑の登録) 第6条 市長は、前条の規定による確認をしたときは、印鑑登録原票に印影のほか次<u>に</u>掲げる事項を登録するものとする。 (1) ～(2) 省略	(登録資格) 第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、<u>本市の</u> <u>住民基本台帳に記録されている者とする。</u> 2 省略 (登録印鑑) 第3条 省略 2 市長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑を登録しないものとする。 (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名 <u>若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名</u> <u>若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</u> (2) 職業、資格その他氏名 <u>又は通称以外の事項を併せ表しているもの</u> (3) ～(6) 省略 3 省略 (印鑑の登録) 第6条 市長は、前条の規定による確認をしたときは、印鑑登録原票に印影のほか<u>次の各号に</u>掲げる事項を登録するものとする。 (1) ～(2) 省略

(3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては旧氏を、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては通称を含む。）

(4) ~ (7) 省略

(印鑑登録の抹消)

第 11 条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑登録を抹消するものとする。

(1) ~ (4) 省略

(5) 氏、名又は氏名（氏に変更があった者にあつては住民票に記載がされている旧氏を、外国人住民にあつては通称又は氏名の片仮名表記を含む。）を変更したとき（登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。）。

(6) ~ (8) 省略

2 省略

(3) 氏名 (_____)
 _____ 外国人住民に係る住民票に通称が記
 録されている 場合にあっては、通称を含む。)

(4) ~ (7) 省略

(印鑑登録の抹消)

第 11 条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑登録を抹消するものとする。

(1) ~ (4) 省略

(5) 氏、名又は氏名（
 外国人住民にあっては、通称又は氏名の片
仮名表記を含む。）を変更したとき（登録されている印影を変更
する必要のない場合を除く。）。

(6) ~ (8) 省略

2 省略